

**アウトドア活動における
リスクマネジメントテキストの全体像**

新たな北海道アウトドア資格制度に関する検討会

リスクマネジメント研究会

(平成23年3月)

目 次

第 1	アウトドア活動におけるリスクマネジメントの現状と課題	1
第 2	リスクマネジメントの基本的な考え方	1
第 3	リスクマネジメントの内容	2
1	リスクマネジメントのレベルと役割分担	2
(1)	アクティビティのレベル	
(2)	主体別のレベルと役割分担	
2	リスクマネジメントを行うための基本的な考え方	3
(1)	リスクを伴う活動をする心理	
(2)	土台となる力・技術の適切な自己評価	
(3)	リスクマネジメントができる範囲の拡大	
(4)	共感能力とコミュニケーション能力	
(5)	リスク認知の特徴	
(6)	現実のリスクと知覚的なリスクの意識	
(7)	心理的、社会的なリスクの意識	
(8)	経済的なリスクの意識	
3	リスクマネジメント力向上のプロセス	4
(1)	長期戦略	
(2)	規範や原則の決定	
(3)	活動前のリスク回避	
(4)	活動中のリスクの低減	
(5)	事故発生時の対応の準備	
(6)	リスクマネジメントのマニュアルの策定	
(7)	人材育成	
第 4	リスクマネジメントを進める基本的な手順	5
1	リスクの発見・把握	5
2	リスクの評価・分析	5
3	リスクの対処・処理	5
4	確認・フォロー	5
第 5	リスクマネジメントの事例・判例	5

第6	リスクマネジメントの知識や技術	6
1	救命救急・応急処置	6
	(1) ファーストエイド	
	(2) ウィルダネス・ファーストエイド	
2	セーフティトーク	6
3	事故予防と事故対策	7
	(1) 事故の予防	
	(2) 事故発生時の対応	
	(3) 事故発生後の対応	
4	リスクマネジメントに関わる知識	7
	(1) フィールド	
	(2) 活動、装備・用具	
	(3) ルール	
	(4) 人	
	(5) 関係法令等	
	(6) 保険制度	
第7	リスクマネジメントの研修	8
1	事故事例からの学習	8
2	危険予知トレーニング(KYT)	8
3	リスクマネジメント研修のプログラム	8
4	望ましいアウトドアガイド像と育成	8
	用語の整理	9
	アウトドア活動における関係者	10
	参考文献リスト	11
	参考資料	12
	北海道アウトドア活動振興推進計画	
	北海道アウトドア活動振興条例	
	新たな北海道アウトドア資格制度実施方針	
	新たな北海道アウトドア資格制度に関する検討会開催要綱	

第1 アウトドア活動におけるリスクマネジメントの現状と課題

近年、アウトドア活動の人气が高まり、愛好者の数は増加傾向にある。特に北海道は、豊かな自然に囲まれ、魅力的なフィールドが各地に点在していることから、それぞれの活動シーズンには、各フィールドで国内外を問わず多くの愛好者でにぎわうアウトドアのメッカとなっている。

アウトドア活動にあたっては、以前は専門的知識をもった特定の人が行うものであったが、いつでも誰でも参加できるツアーが多数存在していることやアウトドア関係の用具を購入しやすくなったこと、インターネット等を通してアウトドアに関する情報が素早く簡単に手に入れることができるようになったことで、最近では誰でも行うことができる身近な存在となってきた。

そのような中、アウトドア活動の現状として、ハイシーズンには重大な事故が毎年発生しており、後を絶たないという問題がある。

最近では、中高年を対象とした縦走登山ツアーにおける大量遭難事故、立入禁止エリアに無断で入った結果起こった死亡事故、カヌーにおける水難事故、バックカントリースキーにおける雪崩事故など、様々な事故が起きている。

このような背景から、アウトドア活動を行う者やアウトドアガイド、アウトドア活動の実施主体となる組織や団体、地域や行政など、それぞれの立場において、リスクマネジメントを適切に実行することが求められている。しかし、これらに関して体系的にまとめられたテキストや書籍、普及・啓蒙するための講習会や教育カリキュラムなどが数少なく、十分に整備されているとはいえない。

また、これまでのリスクマネジメントに関しては、その知識や技術を習得することに重点が置かれてきたが、重大な事故が後を絶たない現状を踏まえ、アウトドア活動中の危機場面で臨機応変に対応できる能力を養成することや、個人の能力の問題としてとらえずに組織的にリスクマネジメントを取り組むという姿勢を求めなければならない。

以上のような現状を踏まえ、今後、様々なアウトドア活動の場面で事故を未然に防ぐ予防的措置や、事故が起こったとしてもその被害を最小限にとどめる対処法をアウトドア業界全体の課題として取り組まなければならない。さらに、リスクマネジメントの体系化を図り、それぞれの立場で、自分たちなりのリスクマネジメントはどうあるべきか、どのようにして実行していくべきかを創りあげていくよう普及・啓発していかなければならないだろう。

第2 リスクマネジメントの基本的な考え方

一般的に「リスク」とは、「損失が発生するかもしれない不確実な要素、予想通りにいかない可能性」と定義されているが、自然の中で行われるアウトドア活動では、数多くのリスクがみられるという特徴があり、その定義は「活動を行った結果、何かよくないことが発生する大きさやその可能性」である。また、そのよくないことが起こりそうだと感じたときはリスクが存在しているといえる。

なお、リスクと類似した言葉で「危機」、「危険」がある。いずれも、「悪い結果を招く可能性があること。あやうい状態」を意味している。「危険」は広く危ないことを意味するが、「危機」は一般に命を脅かすような危険や大事故の際に使われ、実際の危ない場面や境遇に焦点が当てられている、という使い分けがされている。

アウトドア活動を行う以上、リスクをゼロにすることはできないため、リスク発生の確率をできるだけ低く抑え、想定されるリスクの存在や大きさを事前に把握し、回避する方策、適切に対処するための方法や技術を用いるなど、そのための対策を徹底的に講じることが必要である。

この対策を「リスクマネジメント」と呼び、「アウトドア活動を楽しみつつ安全に実施するために、起こりえるリスクを事前に回避する方策、実際の事故に対処するための考え方及び具体的方法や技術を獲得し、その個人的・組織的能力を維持、高めることを管理・実践すること」と定義する。

なお、アウトドア活動では、すべてのリスクを排除することはできない。また、過度にリスクを取り除くことはアウトドア活動の魅力を増減させてしまうため、リスクと上手につき合うことが不可欠となる。そのための方法として、「リスクマネジメント」を「適切」に行わなければならない。

第3 リスクマネジメントの内容

1 リスクマネジメントのレベルと役割分担

アウトドア活動におけるリスクマネジメントは、アウトドア活動の種類や内容、そして活動の実施主体や実施体制により求められる役割が異なる。アウトドア活動を行う者個人が、特定のリスクマネジメントを行っていれば事故が起きないということはない。

そこで、アウトドア活動において効果的かつ効率的なリスクマネジメントを実施するため、リスクマネジメントのレベルと主体別の役割を整理する。

(1) アクティビティのレベル

北海道で行われているアウトドア活動の種類は多い。一概にアウトドア活動といっても、高度な技術や装備を必要とする活動から子供も参加できる活動までその幅は広い。こうした活動で適切なリスクマネジメントを実施するためには、自らが行う活動がどれほどリスクの高い活動かを認識することから始めなければならない。

そのため本項では、アクティビティに応じてリスクがどのように変化するか整理を行い、アウトドア活動を行う者のリスク認知を高める。

(2) 主体別のレベルと役割分担

ア アウトドア活動を行う者（以下、「活動者」という。）

個人的に活動する者から事業として活動を行うものまでアウトドア活動を行うすべての者に共通し求められる役割は、「自分が行うアウトドア活動のリスクを認識し、自分の体を自分の行動で守る」ということである。この求められる役割は、活動を補助するものがあるかどうかなどで程度の差はあるものの、ガイドであっても観光客であっても「リスクを認識し、自分の身を守る」という目的は変わらない。

そのために、自分の能力に応じたアウトドア活動を行う必要があり、まずアウトドア活動におけるリスクマネジメントのレベルを理解することから始めることが重要となる。

しかしながら、観光ツアーとしてアウトドア活動を行う場合は、ツアーガイドや事業者が参加者を守らなければならないなど、活動者の役割と責任の所在とは一致するものではないので注意しなければならない。

イ アウトドアガイド

アウトドアガイドに求められるリスクマネジメントは、自分の身を守ること（活動者としての役割）、ツアー参加者の身を守ること、事故が発生した時に速やかな救助を行うことである。

そのためには、アウトドアガイドは参加者に対しリスクの存在を適切に伝えること、当該活動にかかる技術的能力を高めること、そして迅速かつ適切にレスキューを実施できる能力を持つことが重要である。

ウ アウトドア活動の実施主体となる組織や団体（以下、「組織や団体」という。）

組織や団体の役割は、安全を確保した適切なツアーの構築、リスクマネジメント力を保証するアウトドアガイドの養成、事故が発生した際に速やかに救助を行えるようなバックアップ体制の構築、他の組織や団体と連携体制を構築し、リスク情報等を地域内で共有することである。

エ 地域や行政

アウトドア活動のリスクマネジメントは、一般に、活動者がアウトドアガイド、組織や団体が行うものと考えられがちである。しかし、例えばスキーリゾートで発生する雪崩事故などはスキー事業を行なっている者から宿泊事業を行なっているものまで観光事業に関わる懸案事項となり、これらは活動者や事業者だけが注意していればよいというレベルの問題ではない。こうした、事故が発生した場合、その影響は事故の関係者だけでなく、当該活動自体や観光地としての地域全体に及ぶ。リスクマネジメントの問題は、行政を含めた地域全体で取り組まなければならない。

さらに、条例等を活用したリスクマネジメントのほうが、効果的であり効率的な事故防止を実施できることも多い。

防ぐべきリスクに応じて、こうした役割分担を行うことが重要である。

アウトドア活動において関係する主体別については、別紙「アウトドア活動における関係者」も参考のこと。

2 リスクマネジメントを行うための基本的な考え方

アウトドア活動は危険が伴う活動であるという前提に立ち、活動者、アウトドアガイド、組織や団体及び地域や行政が危機に遭遇することを低減するための基本的な考え方を整理する。

リスクが伴う状況に活動者を案内することの意義を押さえ、共感能力や信頼を得るコミュニケーション能力について言及し、アウトドアガイド、組織や団体のリスクマネジメント力全体の向上について概念的に解説する。

（１）リスクを伴う活動をする心理

心理学的な内容について解説し、プログラム実行にあたっての活動者の経験、技術、難易度の設定によって、リスクと安全のバランスを取る必要がある。

（２）土台となる力・技術の適切な自己評価力

リスクマネジメントの土台は、個人の力を適切に自己評価できるようになること。事故を低減させ、質の高いプログラムの実施を前提として、個人のリスクマネジメント力を高める。

「できないことを認識する」「できないことをできるようにする」「できることを意識する」「できることを意識しないでできる」「できなくなっていることを意識する」・・・この自己評価サイクルについて理解を深める。

（３）リスクマネジメントができる範囲の拡大

リスクマネジメント力を高めることは、アウトドアガイド個人だけでなく、活動者のリスクマネジメント力も高める。装備の管理維持、フィールド・環境からの危険の除去などの複数の軸をもって範囲を広げていく。

（４）共感能力とコミュニケーション能力

集団活動では、他の活動者がどのような心理状態（不安、恐怖、疲労、指導に対する理解度、快適度等）であるかを共感できる能力、それらを読み取るコミュニケーション能力がリスクマネジメントの土台となる。

(5) リスク認知の特徴

人はリスクを認知する際に、無意識のうちに様々なものの影響を受けてしまっている。自分にとって都合のいいリスク認知になってしまっていることを気付かずに、それがいかにも正しいリスク認知であると勘違いしないようにするためのポイントを学ぶ。

(6) 現実のリスクと知覚的なリスクの意識

実際のリスクを意識していることによって事故は軽減できる。

(7) 心理的、社会的なリスクの意識

活動者の心理状態や集団心理、セクシャルハラスメント、言葉づかい、道徳感への配慮に理解を深める。

(8) 経済的なリスクの意識

アウトドア活動を行う事前、事後に発生する金銭的負担及び損失の可能性を考え、活動の結果得られる達成感、知識、技術、金銭（事業者の場合）など、活動の成果とのバランスを意識する。

3 リスクマネジメント力向上のプロセス

リスクマネジメント力は、個人の技術や経験が土台となる。しかし、組織的に活動をする場合においては、事故の低減や事故発生時の対処などについて個人のリスクマネジメント力だけで対応することは難しく、組織や団体も含めた全体のリスクマネジメント力の向上が必要である。

(1) 長期戦略

リスクマネジメント力は、何がリスクとなるのか、また事故を想定した事中、事後の対処について想像力を養うことが大切である。心構え、リスクの洗い出し、発生源の把握、対処法の共有、自らが対処できることとできないことの認識を行い、活動にあたっての安全管理マニュアルを策定し、定期的に研修をおこない、また、常日頃から安全注意義務履行する体質を作り、リスクに対して強くなることが大切である。

(2) 規範や原則の決定

催行や運行の規定、アウトドアガイドとして姿勢や態度、活動の参加者とアウトドアガイドとの情報（健康状態、過去の経験、技術力、緊急連絡先等）の共有など、実際の活動にあたっての指針や原則を定める。

(3) 活動前のリスク回避

規範、原則に基づき、実際の活動における具体的な事前のチェック項目を設ける。

(4) 活動中のリスクの低減

活動中の適時・的確なインストラクションの重要性について解説する。

(5) 事故発生時の対応の準備

初動時に現場で対応すべき事柄、情報の集中と発信、現場での応急手当や救援要請などについて解説する。

(6) リスクマネジメントのマニュアルの策定

上記(1)～(5)のことを網羅したマニュアルの策定と適時見直しについて解説する。

(7) 人材育成

望ましいリーダーシップが取れる人材の育成、研修について。野外行動技術や自然の知識解説のスキルアップはもとより、コミュニケ

ーション力やインストラクション能力の向上の必要性や、研修ワークショップの方法について解説する。

第4 リスクマネジメントを進める基本的な手順

リスクマネジメントを進める基本的な手順は、リスクの「発見・把握」、発見・把握したリスクの「評価・分析」、その評価・分析に応じて適正な「対処・対応」、「確認・フォロー」であり、このサイクルを常に継続することが必要不可欠である。

1 リスクの発見・把握

アウトドア活動では、常に敏感に様々なリスクを感じ取る力が必要であり、いかにこのセンサーを磨き、感じる力を養うかということが重要である。

リスクの要因は、人を取り巻く環境による「外的要因」、人そのものに関わる「人的要因」の2つの大きなカテゴリーに分けられる。

アウトドア活動においての外的要因は、天候、フィールド、道具、施設、動植物など様々な要因に取り囲まれており、特徴として情報収集しやすい。また、人的要因は、体力、筋力、疲労、集中、意欲、性別、年齢経験、人間関係など、人が介在することで起こる様々な要因であり、情報収集しにくいという特徴がある。

この2つの視点をもって、いかにリスクを敏感に察知するかが、リスクマネジメントの流れの第一歩となる。

2 リスクの評価・分析

発見・把握したリスクをどれくらいの大きさ、起こりやすさといったスケールを用いて測っていく。

個々のリスク要因は、それぞれ大きさや起こりやすさが異なっている。また、同じリスク要因でも、その状況や環境、人によっても違いがあるなど、リスクは常に変化しているため、どの状況でも同じ評価が当てはまるわけではなく、その状況下での評価・分析を正確に行う必要がある。

3 リスクの対処・処理

リスクの評価・分析した後、それに見合った対処を行う。

リスク自体が大きく、何か起こりやすい状況であれば、そのままでは危険な状況であり、何らかの対処をして、リスクの軽減または回避を行う必要がある。

また、リスク自体が小さく、起こりにくいようであれば、リスクを保有して活動を継続するという判断をする。

4 確認・フォロー

リスクの「発見・把握」、「評価・分析」、「対処・処理」というプロセスが適切に行われたか、それぞれの判断に問題はなかったかを振り返るという確認を必ず行わなければならない。今後、同様の場面や類似する場面において適切なリスクマネジメントを実行するために、必要不可欠なプロセスである。

第5 リスクマネジメントの事故事例・判例

リスクマネジメント力を向上させるためには、自分自身で、最新の事故事例や過去に起こった事故の判例を検証することが必要不可欠である。

事故事例や判例の情報を収集し、評価・分析することは、その事例を自分自身に置き換えて、自分ならどのように判断し、評価し、対処するのか、どのようなことが原因で事故が発生するのか、事故防止のためにはどのようなことが必要なのか、ということを実際場面に即して学ぶ機会となり、より適切なリスクマネジメントを実行できるようになるのである。

具体的には、季節別、フィールド別、活動形態別に、事故事例や判例を収集し、事故の経緯や問題点を整理していく。

テキストでは、参考資料として、いくつかの事故事例・判例を紹介する。

第6 リスクマネジメントの知識や技術

1 救命救急・応急処置

アウトドア活動を行う者はファーストエイド知識や技術が必須である。

また、アウトドア活動ではウィルダネス・ファーストエイドについても活動環境により必要となる場合が考えられる。

しかし、ウィルダネス・ファーストエイドは主に北米の講習を現地の形式で行う場合が多く、医療行為が含まれる場合があり、国内において医師法または刑法に抵触する可能性がある。

このことから、医師、下記(1)を認定する資格発行可能なファーストエイドインストラクター、法規の専門家、行政などで構成された専門者会議などで定期的に内容の検討及び見直しを行い、講習会等において普及啓蒙を行なう必要がある。

(1) ファーストエイド

処置にあたってのエビデンスは最新の国際蘇生連絡委員会(ILCOR)*a、の指針に従うこと。

なお、活動にあたっては、その指針に準拠したファーストエイド講習会を受講の上、有効な資格を取得することとし、常に自己の責任で最新の情報を更新する必要がある。また、必要に応じた装備の携帯も必要である。

(*a: International Liaison Committee On Resuscitation)

(2) ウィルダネス・ファーストエイド

医療機関への搬送が困難または著しく時間を要する場合の応急処置であり、必要に応じて(1)のファーストエイドより高度な処置を行なうこととなるため、処置を行なう必要のある者は、エビデンスに基づいた講習会を受講し、知識及び技術を習得する。

2 セーフティトーク

アウトドア活動において、プログラムの企画・進行を務めるアウトドアガイドは引率している参加者に対して、また、複数の活動者で構成されているグループ活動の責任者はその参加者に対して、それぞれ活動を実施する前に必ず活動内容やそれに関わる安全に関する事項の説明をしなければならない。してはいけない危険な行動や危険な動植物など、明らかな危険についてはアウトドアガイドや責任者が事前に注意を行い、安全意識を高める必要がある。

この際の伝え方については、端的でわかりやすい言葉を使い、身振り手振り

や、時には文字や写真など、視覚でとらえることができる情報も用意し、相手にしっかり理解させなければならない。

3 事故予防と事故対策

(1) 事故の予防

アウトドア活動で想定される事故を低減させる事前のリスク回避の方策と、事故が起きた場合の対策について解説する。

ア 計画段階でのリスクチェック

活動のレベルやテーマと対象者の一致、活動内容(アクティビティ)の決定、アウトドアガイドの決定、フィールドや必要とする装備の決定、現地までのアプローチ、活動のルートなどフィールドの決定。

さらに、必要に応じてフィールドの事前調査を実施する。

イ 事前のチェックリスト

リスクを伴う活動の計画と準備の段階で、事故を事前回避するためのチェックリストや重大な事故の発生を抑制するための活動の制限項目を定め、その事例を提示する。

ウ 必要に応じた事前の案内

参加者やプログラムの内容に応じて、事前に、プログラムの主旨及び内容、目安となる難易度、ルートの説明、危険に対する情報や告知、持ち物などの情報を説明会やリスクに対する説明案内書により周知する。

(2) 事故発生時の対応

現状の確認、他の参加者への指示、救援要請に必要な事項、関係機関・関係者への連絡の手順などについて解説する。

(3) 事故発生後の対応

被害者の家族への対応、事故発生後から収拾までの記録、マスコミへの対応などについて解説する。

4 リスクマネジメントに関わる知識

アウトドア活動を安全に実施するためには、日常的に予想される危険とは異なる様々な事項を熟知・認識し、さまざまな知識を身につける必要がある。

(1) フィールド

フィールドの自然環境に関する知識は、気象、自然現象、危険な動植物、地形や地域の特性などがあり、季節や活動内容に応じて身につけておかなければならない。

また、活動中の道迷い遭難を防ぐためには、方向感覚を養い、地図・地形図の読み取り方、コンパスの使用法やGPSの活用法などの習得が求められる。

(2) 活動、装備・用具

アウトドア活動は活動の種類、季節、フィールド、規模、参加者など様々な条件に応じて正しく実施するため、活動のレベルにあわせた基本的な知識や技術を習得しなければならない。

さらに、アウトドア活動で使用する装備や用具は、人命を確保するもの、火気を取り扱うもの、刃物類など、命を落とす危険性や重大なケガや事故が起こる要因のあるものが多く、それについての特性や正しい使用法、メンテナンス方法を習得し、細心の注意を払って使用する必要がある。

また、天気予報、地図や地形図など、フィールドに関する最新の情報をいち早く確実に収集するためには、パソコンや携帯電話などのIT機器を使用し、インターネットを介した情報収集もそれぞれの活動を実施する上で

重要視しなければならない。

(3) ルール

アウトドアにはルールが存在し、フィールドを管轄する警察署や営林署、管理者などが設定している立入禁止区域、活動目的に応じて使用が限定されている場所、警告や注意などがある。また、活動の目的を達成するために参加者同士で決める「きまり」と呼ぶようなものもある。

近年では、これらのルールを遵守しないために引き起こされたトラブルや事故が多数みられることから、フィールドや活動におけるルールを守り適切に活動を行うという態度が求められる。

(4) 人

アウトドア活動を実施する自分自身や活動に参加して参加者そのものに関わる知識として、活動に対する欲求や意欲、不安などの心理的側面、人間関係、友人関係などの社会的側面、発達に伴う身体の変化、体力レベル、身体能力や機能、体調管理などの生理的側面などを身に付けておかなければならない。特に、活動量に応じた食事、水分摂取、睡眠、疲労のメカニズムについて熟知する必要がある。

(5) 関係法令等

関係法律等の知識は、社会生活上また事業を行う上で知っておかなければならないポイントがあり、刑事責任・民事責任、法令遵守を含むガイドとしての倫理等、ガイドに必要な事項を学ぶ必要がある。

(6) 保険制度

日本の保険制度を学び、公的保険制度（健康保険・労災保険等）と民間保険制度（生命保険会社・損害保険会社・共済等）の補償制度、事故対応及び保険請求等の違いについて理解する。

また、近年、外国人観光客が増加する中、各フィールドにおいて怪我等をする場合が考えられるため、日本と日本国外の保険制度の違いについて理解しておく必要がある。

第7 リスクマネジメントの研修

組織においては、リスクマネジメントを常日頃意識するために、定期的な研修を実施する。また、活動者個人やアウトドアガイドにおいては、独学だけでなく、各種研修会などに参加することを推奨し、研修の具体的事例について解説する。

1 事件事例からの学習

過去の重大な事件事例、身近な怪我や事件事例を知り、その原因を考える。ヒヤリハット法（1:29:300の法則）について解説する。

2 危険予知トレーニング（KYT）

危険予知トレーニングの事例について解説する。

3 リスクマネジメント研修のプログラム

実際の研修事例について解説する。

4 望ましいアウトドアガイド像と育成

望ましいリーダーシップが取れるアウトドアガイド像を想定し、その人材の確保や養成の必要性について解説する。

用語の整理

あ行

アウトドア活動

自然の中で、自然の恵みを受けながら、自然とふれあうために行われる野外活動。

アウトドア活動を行う者

趣味または業務としてアウトドアで活動を行うすべての者。

アウトドア活動の実施主体となる組織や団体

出発地と到着地を定め、その間に一連のアウトドア活動を実施するツアーを企画し、参加者を実施する事業者（個人事業者を含む）・団体。このアウトドア活動には、特定のアウトドア活動を行うことを目的とするのではなく、アウトドア活動の指導者養成等、非営利で行うアウトドア活動の普及・発展を目的とした活動も含むものとする。

実際に現場でツアーを運営するガイド（指導者）は含まない。ただし個人事業者など、ガイドと同一人となることも想定される。

アウトドアガイド

反復又は継続的に、アウトドア活動を行おうとする者を案内し、解説、技術指導等を行う者。

このアウトドアガイドは、2種類に分類できる。1つが、例えばいわゆる登山ガイドやラフティングガイド等と言われるもので、目的地まで安全に到達させる、活動者をサポートし特定の体験を実現させる等、参加者との契約に基づきアウトドア活動をサポートする者（体験ガイド）である。もう一つが、例えば環境学習の指導者や野外活動の指導者養成団体での指導者など、業であるかに関わらず参加者の能力を高めようとする教育的視点から様々な種類のアウトドア活動において指導を行う者（指導者）である。

ただし、過去の判例等から、ツアー参加者に対し同じように責任を負うという点で、今回のリスクマネジメント上の分類では特に明記しない限りアウトドアガイドとして同様に扱うこととする。

アクティビティ

プログラムを構成する個別の活動内容。

インストラクション

野外技術など技術の移転が指導者から対象者に行われる行為。

ウィルダネス・ファーストエイド(Wilderness First Aid)

屋外環境下にて医療機関まで遠隔で移送搬送の時間が長くなる場合など、通常の医療と隔絶された環境での応急処置。

エビデンス (evidence)

根拠 - 本文中の根拠とは臨床、研究などに基づいた医学的根拠。

は行

フィールド

山、川、森林、海など、アウトドア活動を実際に行う場所。

プログラム

ある目的とねらいに沿って組み立てられた一連の活動の過程全体。

アウトドア活動における関係者



参考文献リスト（五十音順）

独立行政法人国立青少年教育振興機構編（2010）学校で自然体験活動をすすめるために - 自然体験活動指導者養成講習会テキスト - .

日本野外教育研究会編（2001）野外活動 - その考え方と実際 - . 杏林書院：東京 .

稲葉正思（2010）観光における主体性の向上とリスクマネジメント アドベンチャーツーリズムにおける事故対策から . 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院修士学位論文 .

【 参 考 資 料 】

北海道アウトドア活動振興推進計画（計画期間 平成20年度～24年度）

北海道アウトドア活動振興条例

新たな北海道アウトドア資格制度実施方針

新たな北海道アウトドア資格制度に関する検討会開催要綱

北海道アウトドア活動振興推進計画

計画期間 平成20年度～24年度

平成20年3月

北海道

目 次

I 計画策定の考え方	2
1 趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 施策推進の視点	2
(1) 人と自然との共生	
(2) 地域に根ざした個性豊かな人材の育成・確保	
(3) 北海道らしいライフスタイルの形成	
(4) アウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化	
4 計画期間	3
II アウトドア活動を巡る現状と課題	4
1 アウトドア活動を巡る現状	4
(1) 体験型観光の現状	
(2) アウトドア資格制度とアウトドア事業の現状	
(3) エコツーリズム推進法の制定	
2 アウトドア活動を巡る課題	5
(1) 自然環境の保全	
(2) 安全性の確保	
(3) アウトドア資格制度の普及	
(4) 地域の住民生活、産業活動等への配慮	
III アウトドア活動の振興施策の基本方向及び展開方向	7
1 アウトドア活動に対する理解の促進	7
2 アウトドアガイド等の育成	7
3 アウトドア事業者の育成	9
4 自然とふれあう場の保全	10
5 自然とふれあう場の確保、機会の提供	11
6 体験型観光の推進	13
IV 各主体に期待する役割	14
1 アウトドアガイド及びアウトドア事業者	14
2 アウトドア活動を行う者	14
3 道 民	14
V 計画の推進	
1 推進体制	15
2 道民、アウトドア事業者、行政機関などとの連携・協力	15
3 推進管理	15

I 計画策定の考え方

1 趣 旨

アウトドア活動は、自然とのふれあいを通じて北海道らしいライフスタイルを提供するとともに、心に豊かさや潤いを与え、個性豊かな人材を育み、魅力あふれる地域づくりに貢献し、将来の北海道の自律的な発展を牽引する大きな可能性を有しています。

豊かな北海道を将来の世代に引き継ぐとともに、アウトドア活動の持っている可能性を最大限に生かした地域づくりを進めるため、道は、平成13年10月にアウトドア活動の振興の基本的な方向を示す「北海道アウトドア活動振興条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この計画は、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条第1項の規定に基づき、平成14年6月に策定した「北海道アウトドア活動振興推進計画」を見直し、今後のアウトドア活動の振興に向けた道の中期的な施策の方向性を明らかにする計画として策定するものです。

この計画は「北海道観光のくにづくり行動計画」や他の関連する計画と、整合性を図りながら推進していきます。

なお、道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者については、この計画に則した自主的、積極的な取り組みを期待します。

2 計画の位置付け

この計画は、中期的視点に立って、条例の目的を実現するために道が講ずるアウトドア活動の振興に関する施策の方向を明らかにするものであり、道政の基本的な方向を示す「新・北海道総合計画」の特定分野別計画としての性格を有するものです。

3 施策推進の視点

アウトドア活動の振興に関する道の施策の推進に当たっては、条例の基本理念に基づき、次の視点に立って、道民の理解を深めながら、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとします。

（1）人と自然との共生

自然を直接利用するアウトドア活動が、活動の場である自然環境に与える影響を予測することは難しい面がありますが、将来にわたりアウトドア活動の振興を推進していくためには、活動の場となるフィールドの自然環境を保全しつつ、その持続的な利用を図っていくことが必要です。

将来の世代が、豊かな自然の恩恵を享受できるよう、人と自然との共生を図りながらアウトドア活動が展開されていく必要があります。

（2）地域に根ざした個性豊かな人材の育成・確保

アウトドア活動は、自然や地域への理解と愛着を持ち、アウトドア活動を通じて多くの人に北海道の魅力を伝える人材を育てており、そうした人材が地域に定着することにより、地域づくりの担い手として活躍していくことが期待されます。

また、アウトドア活動は、自然環境保全の必要性を認識し、自然との調和の大切さを理解する機会を与え、自然の中での学習の機会を提供するもので、青年の健全な育成にとって極めて有効なものとなっています。

このような人材を育成・確保することは、豊かな自然とふれあえる社会づくりや活力ある地域づくりにつながっていきます。

(3) 北海道らしいライフスタイルの形成

誰もがその個性や能力に応じて容易に、かつ、安全にアウトドア活動を楽しむことができる環境を整えることにより、アウトドア活動に親しみ、自然とのふれあい、人との交流を通じて、北海道ならではの心の豊かさや潤いを実感できるライフスタイルが生み出されます。

(4) アウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化

自然環境に恵まれた北海道の優位性を生かしたアウトドア活動等の体験型観光は、新しい観光の柱として、今後の北海道観光を牽引する可能性があることから、多彩な体験メニューや様々な地域資源と組み合わせることで、観光入り込み客数や観光客の滞在日数を増やし、観光消費額の拡大や地域経済の発展に大きく寄与することが期待されています。

また、安全で質の高いアウトドア体験サービスを提供するアウトドアガイドの育成や健全なアウトドア事業を行うアウトドア事業者の発展に努めることは、利用者にアウトドア活動の楽しさ、素晴らしさを伝えるとともに、アウトドア産業の振興につながっていきます。

4 計画期間

平成20年度から24年度までの5か年とします。

なお、この振興推進計画は、アウトドア活動を巡る情勢の変化等に適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ アウトドア活動を巡る現状と課題

1 アウトドア活動を巡る現状

雄大で豊かな自然環境に恵まれた北海道には、平成17年7月に我が国3例目として世界自然遺産に登録された知床をはじめ、6つの国立公園、5つの国立公園、12の道立自然公園があります。

このように、アウトドア活動に好適な立地条件にある北海道では、多くの人々が、心の安らぎや感動を求め、様々なアウトドア活動を楽しんでいます。

その一方で、アウトドア活動を行う人々の増加や、アウトドア事業者の急激な拡大に伴い、自然環境や地域の住民生活及び産業活動への影響や、事故の発生が懸念されています。

これらの課題に対処しながら、アウトドア活動の振興を図っていくため、道では、平成13年10月に「北海道アウトドア活動振興条例」を制定し、道民及び関係者等とともにアウトドア活動の振興に取り組む考え方を明らかにしました。

また、平成14年6月に、この条例に基づき、アウトドア活動の振興に関する基本的事項を定める「北海道アウトドア活動振興推進計画」を策定し、アウトドア活動に対する道民の理解の促進や、「北海道アウトドア資格制度」を活用したアウトドアガイド及びアウトドア事業者の育成、アウトドア活動の場である自然環境の保全、アウトドア活動指導者の育成、自然とふれあう場づくりや機会の提供などアウトドア活動の振興につながる基盤や環境の整備等に取り組んできました。

(1) 体験型観光の現状

北海道の観光は、近年、海外及び国内の観光地との競争激化や、観光に対するニーズが多様化する中、食、景観、温泉などの恵まれた観光資源に依存した通過型、団体の従来旅行形態での観光は頭打ちになってきています。

「量より質」、「物質的豊かさより精神的豊かさ」、「効率性よりゆとり」を重視する価値観の変化が進む中、観光の分野においても、「ゆとり・潤い」、「芸術・文化」、「健康」、「生涯学習」志向の体験型観光への関心が高まっています。

また、今後、高齢化の進展や団塊世代の一斉退職などにより、自由な時間に恵まれたシニア層が増加してきています。

北海道では、登山、カヌー、ラフティング、トレイルライディング（ホーストレッキング）などのアウトドア活動が盛んに行われていますが、これらの活動は観光振興の面で大きな可能性を有しています。

地域によっては、冬季のスキー、スノーボードを中心とした観光地が、夏季のラフティング、カヌー、乗馬等の体験メニューの浸透により現在では、通年型の観光地に成長しています。

近年、家族でアウトドア活動による体験型観光を楽しむ機会が増えています。

また、国内の小中高校生の修学旅行等の目的として、北海道のアウトドア体験等の体験型観光のメニューへの関心が高まっています。

それに加え、中国、台湾などの東アジアの地域からの教育旅行も増加しています。

広大な大地、季節感あふれる自然環境、豊富な観光資源に恵まれた北海道は、すばらしい景勝地や新鮮な食材を提供する条件が揃っており、これらの条件を活用したアウトドア活動等の体験型観光は、他県に対する優位性を持っている

ことから、一層の振興が期待されています。

(2) アウトドア資格制度とアウトドア事業の現状

道民をはじめとして、より多くの人々に安心してアウトドア活動を楽しんでいただくためには、質の高いサービスを提供するアウトドアガイドやアウトドア事業者の育成が重要であることから、北海道独自の基準として、一定レベル以上の知識・技術・経験を有するアウトドアガイドの認定や安全で質の高いサービスを提供する優良アウトドア事業者の登録を行う「北海道アウトドア資格制度」を平成14年4月に創設しました。

この資格制度は、「山岳」「自然」「カヌー」「ラフティング」「トレイルライディング」の5分野を対象としており、平成19年3月末までの北海道アウトドアガイド資格取得者は延べ561人、優良アウトドア事業者は14事業者となっています。

(3) エコツーリズム推進法の制定

環境保護に対する意識の高まりや、自然と直接ふれあう体験への欲求の高まりを背景として、自然環境保全に配慮しながら、時間をかけて自然とふれあう「エコツーリズム」の取組が全国的に広がりを見せる一方で、地域の環境への配慮を欠いた自然体験ツアーや観光活動により自然環境の悪化が見られることから、適切なエコツーリズムを推進するための総合的な枠組みを定める「エコツーリズム推進法」が平成20年4月1日から施行されます。

この法律は、自然環境保全に配慮しつつ、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図るものです。

このため、今後、国による「エコツーリズム推進方針」の策定や、同法の動向に注目しながら、必要に応じて、施策への反映を検討していく必要があります。

2 アウトドア活動を巡る課題

これまで、「北海道アウトドア活動振興推進計画」に沿って、上記の諸課題にも対処しながら、アウトドア活動の振興に向けた取り組みを進めてきました。

今後とも、アウトドア活動の場である自然環境の保全、事故の予防に関する情報提供と啓発、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の育成のほか、地域の住民生活や産業活動等への影響の低減等アウトドア活動に関する基盤及び環境を整備する取り組みを引き続き推進していくとともに、それらを足かがりとして、アウトドア活動を生かした体験型観光の発展に向けた取り組みを含め、アウトドア活動の一層の振興を促進していく必要があります。

(1) 自然環境の保全

アウトドア活動振興の基盤となるのは、豊かな自然環境ですが、アウトドア活動が場合によっては、自然環境の保全に影響を及ぼす側面を有しています。

自然とのふれあいに対する関心や志向の高まりを背景に近年、アウトドア活動が盛んに行われていますが、一方で、アウトドア活動に伴う自然環境への負荷の増大や、地域の住民や他のアウトドア活動者等との摩擦が懸念されます。

登山の分野では、登山者の集中による登山道の浸食や周辺の植物の踏みつけ、登山者が放置したゴミやし尿の処理の問題など、自然環境等に影響を及ぼす様々な問題が生じています。

このような環境への負荷の増大は、アウトドア活動の基盤であり、将来の世代に引き継いでいくべき貴重な財産である自然環境に悪影響を及ぼすことにつ

なおります。

自然観察の分野では、過剰な利用(オーバーユース)や不適切な利用(ミスユース)による希少種やその他の生物の生息など自然環境への悪影響が懸念されます。

カヌー、ラフティングの分野では、利用者の増加に伴い、漁業等の産業活動や地域住民の生活との軋轢、オジロワシ、シマフクロウ、タンチョウ等の希少種に及ぼす影響、河川やその周辺地域の過密な利用による自然の魅力の減少等が懸念されます。

本道の良好な自然環境を将来の世代に継承していくためには、アウトドア活動の基盤となる自然環境を保全していくことが求められています。

(2) 安全性の確保

自然の中で行われるアウトドア活動には、気象や地形などの自然条件や動物などのがもたらす様々な危険が伴います。

アウトドア活動を行う際には、このような危険に対する正しい知識を持ち、事前に危険の存在を予測し、回避することが求められています。

特に山岳の分野では、「百名山ブーム」を背景とする登山ブームが続いており、これに伴い、道内でも中高年の登山者を中心に遭難事故が発生しています。

平成9年から18年までの10年間に、道内で発生した山岳遭難事故300件の内容をみると、転倒、滑落・転落、道迷い、病気、疲労(熱中症を含む)の順に多く、これらの事故の中では、体力や技術の不足のほか、装備の不備や参加者の体力・体調への配慮を欠いた無理な日程など登山に関する基本的な知識や安全に対する認識の不足が原因と見られるケースが多く指摘されています。

また、アウトドア活動に関する知識や技術、体力や技術のレベルが様々な参加者を受け入れるアウトドアガイドやアウトドア事業者は、参加者の安全に対する大きな責任を負っており、事故を起こさないための安全対策を最優先課題として取り組んでいく必要があります。

(3) アウトドア資格制度の普及

近年、自然への関心の高まりや体験する観光への関心の高まりを背景として、アウトドアガイドを利用して、様々なアウトドア活動体験を楽しむケースが多くなっていますが、アウトドアガイドには、利用者の安全の確保、自然環境の保全への配慮とともに、ホスピタリティの向上が求められることから、安全で、質の高いサービスを利用者に提供するアウトドアガイドとアウトドア事業者を育成する「北海道アウトドア資格制度」の一層の普及を推進していく必要があります。

(4) 地域の住民生活、産業活動等への配慮

生活の「ゆとり」や「うるおい」を自然とのふれあいに求めるライフスタイルの変化に伴い、釣りなどの遊漁が盛んになってきています。

これに伴い、水産資源、漁場、漁港等の利用を巡る様々なトラブルが発生しており、資源の持続的な利用体制や秩序ある水面の利用体制の確立が求められています。

Ⅲ アウトドア活動の振興施策の基本方向及び展開方向

道内におけるアウトドア活動の振興を通じて、心の豊かさと生活の潤いが感じられる、魅力ある地域づくりを推進するため、道民、アウトドア活動関係者・団体、国、市町村、その他関係機関との協力、連携を図りながら、次の基本方向と展開方向に沿って施策を推進します。

1 アウトドア活動に対する理解の促進

基本方向

アウトドア活動振興条例の趣旨に対する理解を深め、アウトドア活動の振興を図ることの意義やアウトドア活動を行う際のルールとマナーの啓発を通じて、安全で健全なアウトドア活動の振興を促進します。

アウトドア活動の魅力や道内のアウトドア活動、アウトドア資格制度に関する情報提供を行うとともに、学習の機会を提供し、道民等がアウトドア活動に親しむ機運の醸成に努めます。

展開方向

① アウトドア活動に関する情報の提供

- ・ インターネットやパンフレットなど様々な広報媒体を通じて、アウトドア活動に関する情報の提供を進め、アウトドア活動の魅力を広く道民等に啓発し、アウトドア活動の振興に向けた機運の醸成に努めます。

② 学習の機会の提供

- ・ 産学官の連携により、道民の生涯学習を支援する「道民カレッジ」の実施を通じ、アウトドア活動を含めた学習機会の提供を進めます。

2 アウトドアガイド等の育成

基本方向

アウトドアガイドの資質向上への意欲を高めるとともに、ガイドの社会的評価が向上するよう、「北海道アウトドア資格制度」の活用を通じて、自然環境への配慮、高いホスピタリティ、安全性の確保など、質の高いサービスを利用者に提供する優れたアウトドアガイドの育成を促進していきます。

さらに、環境教育の推進及び青少年の健全な育成を図るための青少年自然体験活動指導者や人と自然との橋渡し役となるボランティアレンジャーなど、アウトドア活動に関わる様々な指導者の育成を図ります。

展開方向

①アウトドアガイドの育成

- ・ 「北海道アウトドア資格制度」を活用し、自然環境の保全に配慮しながら、安全で質の高いサービスを提供するアウトドアガイドの育成を図ります。
- ・ 北海道のアウトドア事業に対する信頼性の向上に寄与する資格制度の一層の普及を図るため、より多くのアウトドアガイドが「北海道アウトドアガイド資格」を取得するような取り組みを進めます。
- ・ アウトドア活動関係者等と連携のうえ、資格を取得したガイドが利用者から選ばれるなど、取得した資格が、より生かされるような取り組みを進めます。

②アウトドア活動指導者の育成

- スポーツ指導者の発掘・登録などスポーツ指導体制の整備
 - ・ 各種スポーツ・レクリエーション指導者の有効利用を図るため、スポーツリーダーバンクの充実に努めます。
- 青少年自然体験活動指導者の養成
 - ・ 青少年の健全育成を図る野外教育を推進するため、自然体験活動に必要な専門的知識・技術を有する優れた指導者を養成します。
- アウトドア・スポーツ指導者の養成
 - ・ 本道の豊かな自然を活用し、自然保護や安全性を確保したアウトドアスポーツの振興を図るため、指導内容や方法について研修を行い、指導者の養成と資質の向上を図ります。
- ボランティア・レンジャーの育成
 - ・ 自然保護思想の普及啓発を図るため、自然環境や動植物の生態などについて解説を行い、人と自然との橋渡し役となるボランティア・レンジャーの育成を図ります。
- 遊漁指導員の育成
 - ・ 北海道遊漁指針に基づき、釣り人全体の模範的な存在となり、マナーやモラルの向上やルールのもとで行う遊漁の普及、定着を推進するボランティア的存在の遊漁指導員の育成を図ります。
- 青少年教育施設ボランティアの養成
 - ・ 青年の家・少年自然の家が行う体験事業の中で、施設の指導者とともに活動する施設ボランティアの養成を図ります。
- 環境教育指導者の養成
 - ・ 環境教育において重要な役割を担う自然解説員など環境教育指導者の養成を図ります。

3 アウトドア事業者の育成

基本方向

アウトドア事業者の資質向上への意欲を高めるとともに、アウトドア事業の社会的評価が向上するよう、「北海道アウトドア資格制度」の活用を通じて、自然環境への配慮、高いホスピタリティ、安全性の確保など質の高いサービスを利用者に提供する優れたアウトドア事業者の育成を促進していきます。

北海道アウトドアガイド及び優良アウトドア事業者に対する社会的評価が向上するよう、「北海道アウトドア資格制度」に対する社会的な認知度を高めるとともに、制度の一層の普及を図ります。

展開方向

① アウトドア事業者の育成

○アウトドア事業者の育成

- ・ 「北海道アウトドア資格制度」を活用し、自然環境の保全に配慮しながら、安全で質の高いサービスを提供するアウトドア事業者の育成を図ります。
- ・ 北海道のアウトドア事業に対する信頼性の向上に寄与する資格制度の一層の普及を図るため、より多くのアウトドア事業者が「北海道アウトドア資格制度」の「優良事業者」の登録をするような取り組みを進めます。
- ・ アウトドア活動関係者等と連携のうえ、登録を受けた「優良事業者」が利用者から選ばれるなど、「優良事業者」の登録が、より生かされるような取り組みを進めます。

○アウトドア事業への創業、経営の支援

- ・ アウトドア事業者及び開業を予定している者の経営基盤の確立等新たな産業活動創出への取り組みを支援します。
- ・ 事業の経営が安定するまでの間に必要となる事業資金の融資の円滑化を図ります。

② アウトドア事業者等に対する支援

○アウトドア事業者団体等の取り組みに対する支援

- ・ アウトドア事業者団体等によるアウトドア事業者の事業実施体制の整備等に向けた取り組みを支援します。

4 自然とふれあう場の保全

基本方向

アウトドア活動の持続的発展のためには、将来にわたって国民、道民共有の財産である自然環境を適切に保全していかなければなりません。

そのため、すぐれた自然地域の保全や野生生物の保護を図るとともにアウトドア活動にあたって、自然環境保全に関する各種法令等が遵守されるよう、道民の理解の促進を図ります。

また、アウトドア活動による自然環境への影響を最小限に抑えるためには、法令を遵守するだけでなく、アウトドア活動を行う者一人一人が自然環境を保全することの大切さを理解し、自然との正しい接し方を身に付け、実践していくことが必要となります。

そのため、動植物との接し方や、希少な動植物の保護に配慮した活動のあり方などについて、アウトドア活動を行う際のマナー等として普及啓発を図っていきます。

さらに、自然環境に対する負荷の低減を図るために必要な施設の整備に努めていきます。

アウトドア活動に伴う環境への影響や地域住民との軋轢等については既存法令による規制や個人個人の努力だけでは解決しない課題も多くなっています。

そのため、アウトドア事業者等によるルール形成の努力や、地域での問題解決のための取り組みを促進していきます。

また、漁業と遊漁が調和した、水産資源の持続的な利用及び水面の秩序ある利用体制の確立を図り、漁業の安定的な発展と、遊漁の健全なレジャーとしての定着をめざします。

展開方向

① マナー・ルール等の普及啓発

- ・ アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者に自然環境を保全し、地域の住民生活や産業活動等に配慮したアウトドア活動等を促すため、自然環境等への配慮、安全対策などに関する様々なマナー・ルール等の普及啓発を図ります。

② すぐれた自然環境の保全

○ 知床世界自然遺産の保全

- ・ 遺産地域の自然環境の厳格な保全と適正な利用を図るため、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルールづくりを進めるとともに、その普及啓発を推進します。

○ 自然公園等のすぐれた自然環境の保全

- ・ 自然公園、道自然環境保全地域等の適切な保護管理を進めます。
- ・ すぐれた自然環境を有する地域の道自然環境保全地域等への指定を進めます。
- ・ すぐれた自然の風景地の自然公園への指定を進めます。
- ・ 湿原生態系の適切な保全を図ります。

- ・ 国際的に重要な湿地のラムサール条約への登録を推進します。
- ・ 自然再生事業を推進します。
- ・ 道自然環境保全地域、環境緑地保護地区等の保全のために必要な施設の整備や保全事業等を実施します。
- ・ 自然公園の保護と適切な利用を進めるための施設整備を推進します。
- ・ 自然公園や自然環境保全地域等及び鳥獣保護区等の適切な保護管理が行われるよう、自然保護監視員等を配置し、違法行為の監視や利用者の指導を図ります。

○鳥獣保護区の指定等

- ・ 身近な鳥獣の生息地の保護を図るための鳥獣保護区の指定等を進め自然とのふれあいや環境教育の場を確保します。
また、野生鳥類とのふれあいの場である野鳥の森等の維持管理を行います。

○森林やみどりの保全

- ・ 多様な生態系を有する森林の保全を進めます。
- ・ 森林の持つ公益的機能をより高度に発揮させるための森林整備を進めます。

③産業活動等との調和

○漁業などの産業活動の安定的な発展への配慮

- ・ 北海道遊漁指針の方向性を踏まえ、遊漁者のマナーやモラルの向上ルールに基づいた資源・水面の利用を図ります。

5 自然とふれあう場の確保、機会の提供

基本方向

多くの人が安全に、快適なアウトドア活動を行うことのできる場や機会を確保し、提供することは、人々が自然とのふれあいを通じて、精神的な安らぎや満足を得たいという欲求を充たす機会だけでなく、環境教育における学習の機会、産業や地域に対する理解を深める機会を提供する効果が期待できます。

このため、道民が自然とふれあうことのできる自然公園や、森林、海岸都市公園などの施設整備を進め、自然とふれあう場の確保に努めます。

また、これらの施設を利用した体験プログラムや教育プログラム等の実施を通じて、道民等が自然と接する機会を提供するための条件整備を進めます。

展開方向

①自然とふれあう場の確保

- 豊かな森林とふれあう場の確保
 - ・ 「道民の森」や「21世紀の森」等の活用を通じて、豊かな森林とふれあう場の確保を進めます。
- 海とふれあう場の確保
 - ・ 海とのふれあいや海岸浴を行う場を確保するため、海水浴、キャンプ、散策路等の整備を促進します。
- 自然体験型のレクリエーション施設の整備
 - ・ 自然とのふれあいを楽しむアウトドア活動の機会を拡充するため、本道の風土や地域の特色を生かした自然体験型のレクリエーション施設の整備を進めます。
- 国立・国定公園や道立自然公園における利用施設の整備
 - ・ 国立・国定公園や道立自然公園の優れた風景地の保護と適正な公園利用を推進するため、遊歩道や野営場、植生保護のための木道設置等、自然公園施設の整備を進めます。

②自然とふれあうための条件整備及び機会の提供

- 森林とふれあう機会の充実
 - ・ グリーンインストラクターなどを活用し、森林とふれあうプログラムの提供、道民の森や道有林等を活用した森林観察会や森林教室の開催など、道民が森林とふれあう機会を充実します。
- エコツーリズムの推進
 - ・ 地域特性を踏まえたエコツーリズムを推進します。
- グリーン・ツーリズム推進のための受入体制の整備
 - ・ 地域における実践活動、子どもや高齢者等の自然・農業体験に支援を行うとともに、交流施設や体験農園の整備を支援し、自然とのふれあい、農作業や乗馬など農村ならではの体験ができるグリーンツーリズムによる都市との交流を促進します。
- 身近な自然と親しむ機会の確保
 - ・ 自然に対する知識と理解を深め、自然を大切にする機運を高めるため、自然教室などの開催や自然に係る情報提供等を行います。
- 自然と親しむ野外体験活動の機会の充実
 - ・ 青少年の心身ともに健全な育成を図るため、自然体験学習や野外体験活動の機会の充実を図ります。

6 体験型観光の推進

基本方向

近年、自然とのふれあいへの関心が高まっており、アウトドア体験を目的とした観光に対する需要の拡大が見込まれる中、地域の特色を生かした体験型観光の推進に向けて、体験事業者等とも連携しながら、魅力ある商品づくりを進めるとともに、教育旅行の受入促進などに取り組み、道民、道外観光客及び外国人観光客の利用拡大に向けた受入体制づくりを促進します。

展開方向

①地域の特色を生かした魅力ある商品づくり

- ・ アウトドア事業者等との連携により、地域の特色ある資源を生かした体験メニューの発掘や世代のニーズに応じた体験メニューなど魅力ある商品づくりを進めます。
- ・ 地域の体験観光事業者間の連携を通じて、アウトドア、グリーンツーリズム、マリン・ツーリズム等を幅広い分野にわたる地域資源のコーディネートによるユニークな観光商品づくりを促進します。
- ・ 北海道の冬を楽しむスポーツやアウトドア活動との組み合わせ等により、オフシーズンにおける体験メニューの拡充を促進します。

②受入体制の整備

○外国人観光客の受入体制の整備

- ・ 外国人観光客に安全で満足度の高いサービスを提供するため必要な情報、ノウハウの提供を通じて、アウトドア事業者による受入体制の整備を促進します。

③体験型観光の宣伝・誘致

- ・ アウトドア体験を含む道内の体験型観光に関する各種の宣伝、プロモーション活動を通じて、体験型観光に対する需要の拡大を図ります。

IV 各主体に期待する役割

条例の基本理念を実現していくためには、アウトドアガイド、アウトドア事業者、アウトドア活動を行う者、道民がそれぞれの立場から様々な取組を推進して、自然環境の保全、住民生活との調和等に努める必要があります。

1 アウトドアガイド及びアウトドア事業者

アウトドア活動を行う者にガイドサービスを提供するアウトドアガイドやアウトドア事業者は、安全の確保とともに、自然環境の保全、住民生活、産業活動への配慮が求められます。

また、アウトドアガイドは専門家として、アウトドア活動を行う者に対し、安全の確保、自然環境の保全等のため守るべきアウトドア活動のルールとマナーについての指導を行うことが期待されます。

このほか、アウトドアガイドには、プロのガイドとして、常に利用者に安全で、より質の高いサービスを提供できるよう、レベルの維持及びスキルアップに努めていくことが期待されます。

また、アウトドア事業者には、体験観光事業者として、利用者に安全で良質なサービスを提供するため、優れたアウトドアガイドの育成、確保に向けて、ガイドのスキルアップを図る社内研修の充実に努めていくことが期待されます。

2 アウトドア活動を行う者

アウトドア活動を行う者は、野外活動に伴う危険性をよく認識し、自らの責任で安全の確保に努めることが求められます。

また、アウトドア活動を行う際には、活動の種類や活動場所に応じたルールとマナーをよく守り、自然環境の保全のほか、他の活動者、地域の住民や産業活動等に影響を及ぼさないよう配慮することが求められています。

3 道 民

道民には、自然とふれあうアウトドア活動への参加の機会を通じて、自然のすばらしさ、大切さを理解し、将来の世代のために、自然環境を保全する心を育てるとともに、自然と共生する北海道らしいライフスタイルの形成が心の豊かさと潤いを実感できる社会の実現に寄与するものであることについて認識することが期待されます。

また、より多くの道民が、このようなアウトドア活動の意義を理解し、アウトドア活動の体験を持つことが期待されます。

V 計画の推進

1 推進体制

時代の変化に適切に対応したアウトドア活動の振興を図るため、道として、アウトドア活動の実態を踏まえた施策を機動的かつ効果的に進める必要があります。

このため、関係部局の横断的な連携のもと、計画の実効ある推進に努めます。

2 道民、アウトドア事業者、行政機関などとの連携・協力

振興推進計画の推進に当たっては、アウトドア事業者をはじめ、道民等の主体的な取り組みを基本に、国や市町村と連携して取り組んでいきます。

また、アウトドア活動を巡る地域課題を解決していくためには、道民、アウトドア事業者、行政機関など様々な主体の協働の取り組みが必要であることから、効果的なネットワークの形成などに努めます。

3 推進管理

振興推進計画の推進に当たっては、アウトドア活動を巡る情勢の変化等に対応した的確な施策の展開を図ります。

また、振興推進計画に基づく施策の推進状況を把握し、施策への反映に努めます。

北海道アウトドア活動振興条例
平成13年北海道条例第55号(平成13年10月19日公布)

目次

前文

第1章 総則(第1条 第6条)

第2章 アウトドア活動の振興に関する基本的施策(第7条 第14条)

附則

北海道は、山や森、川、湖沼、湿原など雄大で豊かな自然に恵まれ、美しい景観を有するなど、アウトドア活動に適した地域であり、自然とのふれあいを求める意識の高まりの中で、多くの人々が登山、カヌー、ホーストレッキングなどを体験している。

アウトドア活動は、自然を理解し、自然を愛し、自然を大切にする意識を醸成し、心に豊かさや潤いをもたらすとともに、地域への愛着や誇りを持った個性豊かな人材をはぐくみ、魅力あふれる地域づくりや北海道らしいライフスタイルの形成に寄与している。

アウトドア活動は、その様態によっては、自然環境や地域の住民生活、産業活動などへ悪影響を与える側面を有するとともに、常に危険が伴うことから、自然環境を適切に保全し、地域の住民生活などとの調和を図るとともに、安全に配慮することが求められている。

このような課題に配慮し、関連する産業の活発化を図り、アウトドア活動を振興することは、地域に根ざした個性あふれる人材に支えられ、豊かな自然とふれあえる社会づくりにつながるものとする。

このような考え方に立って、アウトドア活動の振興に取り組むため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、アウトドア活動の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 アウトドア活動 自然の中で、自然の恵みを受けながら、自然とふれあうために行われる野外活動をいう。

二 アウトドアガイド 反復的又は継続的に、アウトドア活動を行おうとする者を案内し、解説、技術指導等を行う者をいう。

三 アウトドア事業者 アウトドア活動を行おうとする者に対してアウトドアガイドによるサービスを提供することを業として行うものをいう。

(基本理念)

第3条 アウトドア活動の振興は、将来の世代が、アウトドア活動を通じ、豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、人と自然との共生を旨として、推進されなければならない。

2 アウトドア活動の振興は、地域に根ざした個性豊かな人材がアウトドア活動を通じて育成され、及び確保されることを旨として、推進されなければならない。

3 アウトドア活動の振興は、アウトドア活動が人々の生活に根ざした北海道らしいライフスタイルとして形成され、及びアウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化が図られることを旨として、推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、アウトドア活動の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、アウトドア活動の振興に関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

(道民等の役割)

第5条 道民は、基本理念に対する理解を深め、アウトドア活動を通じて自然環境を保全する心を育てること及びアウトドア活動が生活に根ざした、北海道らしいライフスタイルを形成することの意義を認識するよう努めるものとする。

2 アウトドア活動を行う者は、基本理念にのっとり、アウトドア活動を行う場合には、自ら安全に配慮し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする。

(アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割)

第6条 アウトドアガイド及びアウトドア事業者は、基本理念にのっとり、アウトドア活動を行う者にサービスを提供する場合には、安全に配慮した質の高いサービスを提供し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする。

2 アウトドアガイド及びアウトドア事業者は、アウトドア活動を行う者に対し、その安全の確保、自然環境の保全等のために必要な指導を行うよう努めるものとする。

第二章 アウトドア活動の振興に関する基本的施策

(振興推進計画)

第7条 知事は、アウトドア活動の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アウトドア活動の振興の推進に関する計画(以下「振興推進計画」という。)を定めなければならない。

2 振興推進計画は、アウトドア活動の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、振興推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、振興推進計画の変更について準用する。

(道民の理解の促進)

第8条 道は、アウトドア活動に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(アウトドアガイドの育成)

第9条 道は、優れたアウトドアガイドを育成するため、アウトドアガイドの知識及び技術を客観的に評価すること等により、その資質向上の意欲が高められ、かつ、その社会的評価の向上が促進されるような制度の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(アウトドア事業者の育成)

第10条 道は、良質なアウトドア事業者を育成するため、アウトドア事業者が提供するサービスの内容を明らかにすること等により、その資質向上の意欲が高められるような制度の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(アウトドア活動を行う者等に対する普及啓発等)

第11条 道は、アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者が自然環境を保全し、及びその地域の住民生活、産業活動等に配慮してアウトドア活動等を行うよう、これらのものに対するマナー等の普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の整備)

第12条 道は、より多くの人アウトドア活動を安全に、かつ、楽しく行うことができる環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 道は、道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者、行政機関等が互いに連携してアウトドア活動の振興に取り組むために必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 道は、アウトドア活動の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新たな北海道アウトドア資格制度実施方針

平成23年4月
北海道経済部観光局

INDEX

I	策定の趣旨	1 P
II	制度の運営	2 P
1	資格の認定と役割分担	2 P
2	資格制度を不断に見直す組織の構築	3 P
3	アウトドア活動の状況を把握する仕組みの組込	3 P
III	制度の内容	4 P
1	高度な知識や技術と豊富な経験を持ったガイド	4 P
2	ガイド	5 P
(1)	5分野のガイド	5 P
(2)	5分野以外のガイド	5 P
3	その他野外活動を行う者	6 P
IV	制度の魅力付け	6 P
V	リスクマネジメント能力の向上	6 P

I 策定の趣旨

手つかずの雄大な自然の中で、四季折々に行うアウトドア活動は、日常とはかけ離れた贅沢なひとときであり、その魅力を最大限に発揮し、誰もが至福のときを十分に楽しむことができるのが北海道である。

そして、アウトドア活動の振興を図ることは、地域に根ざした豊かな人材を育成することで地域振興につながるほか、本道のリーディング産業である観光分野にとっても体験型観光の主要なメニューとして大きな可能性をもたらすことが期待されている。

一方で、我々は、先人たちが培ってきたそのかけがえのない自然環境を、ただ単に利用するだけでなく、大切な資源として未来に向けて守り育てていく使命を担っている。

アウトドア活動は、分野によっては危険が伴うものであり、アウトドアガイド（反復又は継続的に、アウトドア活動を行おうとする者を案内し、解説、技術指導等を行う者。以下「ガイド」という。）は勿論のこと、アウトドア活動を行う者全てが最低限身につけるべきリスクマネジメントの重要性が叫ばれており、今後は、その研究を深めて行くとともに、アウトドア活動を安全に安心して楽しむことができる主要な仕組みの一つとして機能させなければならない。

また、資格制度が10年後を見据えた持続可能な制度として、将来にわたって安定的に維持していくためには、民間と道の適切な役割分担のもと、効果的かつ効率的な運営が求められている。

さらには、これまで5分野に限定していたガイドの資格制度について、その対象範囲を広げるとともに、アウトドア活動の実態に即した類型化を図ることで、ガイド以外にも幅広く多くの道民が、最低限のリスクマネジメントや北海道に関する知識を身につけられるよう新たな制度を導入し、アウトドア活動の裾野を広げる取組を行うこととした。

「北海道アウトドア資格制度等の見直し等に関する検討会」から、昨年3月に、資格制度の基本的枠組みに関する提言をいただいた後、7月に設置した「新たな北海道アウトドア資格制度に関する検討会」において、その実施設計について検討が進められてきた。

こうした検討を踏まえるとともに、様々な方々の意見を聞きながら、今後、新たな資格制度を構築し、社会的な信頼性を得ることによって、アウトドア関係者のみならず利用者にとっても魅力ある制度として機能するものであり、ひいては北海道におけるアウトドア活動の振興に寄与するものと考え、平成23年度からの運用開始を目指して本実施方針を策定する。

II 制度の運営

1 資格の認定と役割分担

資格制度を魅力あるものにするためには、社会的な信頼性を確保するとともに効果的な運用を図りながら、将来にわたって安定的に維持していくことが不可欠である。

このため、道が資格制度の再構築に向けた取組を主導した上で、民間との適切な役割分担のもと知事が資格を認定し、専門的な知識を持っている民間が効果的・効率的に試験運営を行うことで、アウトドア活動全般にわたる質の維持向上を図ることとする。

(1) 道と民間の役割分担

道	民間
<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度の信頼性の確保 ■ 制度の効果的な運用 ■ アウトドア活動全般にわたる質の維持・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 試験等の運営 ■ アウトドア活動全般にわたる質の維持・向上

(2) 役割分担に基づく具体的な業務

■ 道

項目	具体的業務
制度の信頼性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の運営管理・監督 ・ 試験運営業務の管理・監督 ・ 資格認定を知事名で行う等
制度の効果的な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道アウトドア資格制度推進委員会(アドバイザーリーボード)の設置・運営 ・ 試験実施機関の公募、認定等
アウトドア活動全般にわたる質の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトドア活動状況の把握及び施策への反映 ・ ガイドや事業者等の育成支援等

■ 民間

項目	具体的業務	
試験等の運営	試験の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験の実施 ・ 道への受験者・試験合格者の報告 ・ 資格更新等事務
	優良事業者の登録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良事業者の登録審査 ・ 道への審査結果の報告 ・ 登録更新事務
	北海道アウトドア講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習の実施 ・ 道への受講者の報告
アウトドア活動全般にわたる質の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドに対する研修会・講習会等の開催 	

2 資格制度を不断に見直す組織の設置

時代や市場の変化に柔軟に対応できる持続可能な資格制度となるよう、外部の目によるチェック機能や現場の声を反映させた制度改善の提案などを役割とした組織の設置によって、不断に見直す仕組みを導入する。

名 称	北海道アウトドア資格制度推進委員会(アドバイザーボード)
目 的	資格制度を不断に見直し、アウトドア活動全般にわたる質の維持・向上を図るために設置
役 割	<ul style="list-style-type: none">外部の目によるチェック機能アウトドア活動現場の声を反映専門的知見を活用した制度改善の提案
構 成 員	アウトドア活動やその他関連分野に関する専門的な知見を有する者

3 アウトドア活動の状況を把握する仕組みの組込

道内の自然資源を利用しているガイドの活動実態や利用者からの意見・感想を把握し、それらを制度改善や見直しの検討に活用するなど、資格制度により自然環境の保全に配慮した質の高いサービスの提供を目指すとともに、市場ニーズに的確に対応できる仕組みを組み込む。

(1) ガイドの意見等を把握する仕組み

- ア 資格更新時報告：ガイドは、資格更新時に定型様式により活動状況を報告
- イ ガイド活動実態調査：ガイド等に対するアンケート調査等を実施

(2) 利用者の意見等を把握する仕組み

- ア アンケート調査：登録優良事業者を通じ、利用者に対するアンケート調査を実施
- イ インターネット調査：道ホームページ等において、利用者の意見等を把握する仕組みを検討

Ⅲ 制度の内容

これまで5分野のガイドに限定していた資格制度について、アウトドア活動の実態に即した三つに類型化（高度な知識や技術と豊富な経験を持つガイド、ガイド、その他野外活動を行う者）する。

1 高度な知識や技術と豊富な経験を持つガイド

ガイドの中から、それぞれの活動分野における中心的な役割を担っており、かつ、実技試験の審査を担うなど指導的な立場にある者を認定し、後進の指導や試験審査など制度運営等に活用する仕組みを設ける。

名 称	マスターガイド(登録制度)
定 義	指導的な立場であり、下記認定基準を満たすガイドを認定登録する
役 割	・後進ガイドの指導・育成 ・資格試験の審査等 ・アウトドア活動全般や資格制度運営に関する助言
活用方法	・研修会等での活用 ・北海道アウトドア資格制度推進委員会(アドバイザーボード)への参画
認定基準	・関係分野に関する高度な知識や技術及び豊富な経験を有していること ・ガイドやアウトドア関係者等から高い信頼や評価が得られていること ・北海道アウトドアガイド資格を保有していること
認定方法	資格試験の審査員などから推薦のあった者を審査の上、認定登録する(試験なし)

2 ガイド

ガイドについては、これまでの5分野に加え、その他の分野で活動するガイドについても対象とする。

(1) 5分野のガイド

5分野においては、これまで同様の試験を実施して、一定のレベル以上の知識や技術を有し、安全に配慮した質の高いサービスが提供できる優れたガイドを育成する制度とする。

なお、社会的な評価を得ている全国的規模の資格制度と5分野との連携については、本資格制度における資格の互換及び試験の免除や同時実施等に関して当運営組織等と協議を進め、その実現に向けて検討する。

名 称	北海道アウトドアガイド（資格制度）
定 義	対象5分野のガイドであり、下記要件を満たした者を資格認定する
対象分野	登山（夏山・冬山）、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディング
受験資格	年齢満18歳以上（ただし、分野により異なる。）
試験区分	基礎分野の筆記試験、5分野ごとに実施する専門分野の筆記試験と実技試験
要 件	各試験の合格と救急救命講習の受講
交 付	道知事名の資格認定証書の交付
有効期間	3年（更新制）

(2) 5分野以外のガイド

これまで5分野に限定していた資格制度が対象とするガイドの範囲を広げ、5分野以外の分野で活動するガイドに対しては、ガイドが有すべき基礎的なリスクマネジメントや北海道に関する知識等を内容とした検定試験を導入し、当面、検定取得を働きかけることにより対応する。

なお、新たな分野の資格化に関しては、今後、該当分野の北海道における特性や安全性の確保、さらには、利用実態などを総合的に勘案して判断することとする。

名 称	北海道アウトドアガイド基礎検定合格者（検定制度）
定 義	5分野以外のガイドであり、下記要件を満たした者を証明する
対象分野	5分野以外
試験区分	基礎分野の筆記試験
受験資格	年齢満18歳以上
要 件	基礎分野筆記試験の合格と救急救命講習の受講
交 付	道知事名の検定合格証書を交付
有効期間	3年（更新制）

3 その他野外活動を行う者

これまで以上にアウトドア活動の裾野を広げるために、誰もがアウトドア活動に関心を持ってもらうよう、自然などとふれあう活動を行う者を対象に、アウトドア活動に必要な最低限のリスクマネジメントや北海道に関する知識等を習得させる制度を導入する。

名 称	北海道アウトドア講習修了者(講習制度)
定 義	ガイド以外で自然などとふれあう活動を行う者であり、下記要件を満たした者を証明する
対象分野	分野は特定しない
受講資格	年齢満16歳以上
講習方法	リスクマネジメント及び北海道に関する知識(北海道の歴史と文化)に関する講習を受講
要 件	講習と基礎的な救急救命講習等の受講
交 付	北海道経済部観光局長名の修了証明書を交付
更 新	受講修了者を名簿に登録(更新制ではない)

IV 制度の魅力付け

資格の認定を知事名にすることで社会的な信頼性を確保するほか、資格制度のPRを通じて利用者をはじめ多くの方々に対して、認定ガイドの優先活用を促すなど差別化を図る。

また、資格取得後も認定ガイドの技術や能力向上が可能となる仕組みを構築するほか、認定ガイドに対する賠償責任保険制度の適用など、様々なメリットを享受できるシステムを検討し、実施可能なものから順次導入していく。

V リスクマネジメント能力の向上

リスクマネジメントを理解するためには、その内容が救命救急から関係法令等、さらには保険制度の知識など広範多岐にわたることから、その全体像について検討を行い、ガイドのみならずより多くの方がアウトドア活動を安全に行うことができる環境を整備する。

新たな北海道アウトドア資格制度に関する検討会開催要綱

1 趣 旨

本道におけるアウトドア資格制度は、本道の優位性を生かした体験型観光の振興を図るもので、国民の余暇時間の増加に伴い益々多様化する体験観光ニーズに、本道において安全、安心を提供する戦略ツールとして位置づけできるものである。

しかしながら、平成14年度に創設以来、8年が経過する中で、受験者数は大幅に減少し、また資格の更新率も低位に止まるなど、制度疲労に起因すると考えられる様々な問題が生じている。

こうしたことから、平成21年7月に「北海道アウトドア資格制度見直し等に関する検討会」を設置し、制度の根本的な部分や構造的な部分まで踏み込んだ見直しについて検討を行い、平成22年3月に同検討会から10年後を見据えた制度の基本的枠組みについて提言をいただいた。この新たな検討会においては、今後、同提言を踏まえ、本道の雄大で豊かな自然の中で、多くの人々に安全に安心してアウトドア活動を楽しんでもらうという制度の本来の主旨が生かされるよう制度の検討を行うものである。

2 主な検討項目

- (1) 北海道アウトドア資格制度について
- (2) その他

3 検討会の構成員

別紙のとおりとする。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、構成員の互選により選出された座長が主宰する。
- (2) 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する構成員が職務を代理する。
- (3) 座長は、各回の検討内容に応じて、適宜、招集する構成員の範囲を決定することができる。
- (4) 座長は、必要に応じて構成員以外の者を検討会に招き、意見を聞くことができる。
- (5) 検討会に、ワーキンググループを置くこととする。
- (6) 座長は、必要に応じて検討会に研究会を置くことができる。

5 ワーキンググループ

- (1) ワーキンググループ及びその構成員は別紙のとおりとする。
- (2) ワーキンググループは、アウトドア資格制度に関する専門的な事項について、調査及び検討を行う。
- (3) ワーキンググループは、北海道経済部観光局の職員が主宰する。

- (4) ワーキンググループは、必要に応じて構成員以外の者をワーキンググループに招き、意見を聞くことができる。

6 検討会の扱い

- (1) 検討会は、北海道情報公開条例第 26 条の規定に基づき、同条但し書きの規定に該当する場合を除くほか、公開するものとする。非公開とする場合には、その理由を別途明示するとともに、議事要旨又は会議結果を公表する。
- (2) 検討会の議事要旨及び配付資料は、公表する。ただし、議事録等に北海道情報公開条例第 26 条但し書きの規定に該当する情報が記録されている場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。非公表とする場合は、その理由を別途明示するものとする。

7 庶務

検討会の庶務は、北海道経済部観光局参事（体験型観光）において行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会、ワーキンググループ及び研究会の運営に必要な事項は、座長が定める

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 2 日（第 1 回新たな北海道アウトドア資格制度に関する検討会の決定日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 9 日から施行する。（新たな北海道アウトドア資格制度に関する検討会名簿の一部変更）

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 4 日から施行する。（新たな北海道アウトドア資格制度に関する検討会名簿の一部変更）

【参考】北海道情報公開条例 第 2 節 会議の公開

第 26 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。

(別紙)

■新たな北海道アウトドア資格制度に関する検討会名簿■

【 検討会 】

氏名	職名
荒井 一洋	NPO 法人ねおす理事
小林 和則	ナレッジ・コミュニケーションシステム代表
坂本 昌彦	北海道体験観光推進協議会会長
敷田 麻美	北海道大学観光学高等研究センター教授
鈴木 宏一郎	(株)北海道宝島旅行社代表取締役社長
新野 和也	NPO 法人どんころ野外学校ガイド・インストラクター
三木 昇	北海道アウトドアガイド協会理事長
竹谷 千里	北海道経済部観光局国際観光担当局長

オブザーバー

有塚 宣夫	(社)北海道観光振興機構常務理事兼事務局長
-------	-----------------------

【 総括WG 】

伊藤 義廣	北海道体験観光推進協議会専務理事
鈴木 宏一郎	(株)北海道宝島旅行社代表取締役社長
鈴木 利典	洞爺湖ビジターセンター等利用協議会
森 雅人	札幌国際大学観光学部長
田尻 忠三	北海道経済部観光局参事

【 匠・体験型観光WG 】

阿部 栄子	北太平洋シーサイドライン乗馬クラブ
石川 昇司	(株)北海道ネイチャーセンターチーフマネージャー
伊藤 稔	北海道山岳ガイド協会事務局長
佐藤 和弥	(株)ジェイティービー北海道国内商品事業部仕入企画第二課長
塩谷 秀和	大雪山ネイチャーガイド
新野 和也	NPO 法人どんころ野外学校ガイド・インストラクター
渡部 泰明	北海道経済部観光局主査

【 地域密着型 WG 】

荒井 一洋	NPO 法人ねおす理事
小川 裕司	(株)洞爺ガイドセンター代表取締役
吉岡 宏高	札幌国際大学観光学部教授
窪田 健治	北海道経済部観光局主幹

【 リスクマネジメント研究会 】

稲葉 正思	北海道大学職員
北原 大	レスキューインストラクター
小林 和則	ナレッジコミュニケーションシステム代表
高木 晴光	NPO 法人ねおす理事長
山田 亮	北海道教育大学岩見沢校講師
山口 美由希	北海道経済部観光局主任

※五十音順(道職員を除く。)